

国会公契第28号  
国官技第246号  
国営計第126号  
国港総第497号  
国港技第78号  
国北予第38号  
令和4年12月13日

各地方整備局長

局副局長（北陸、四国を除く）

北陸・四国地方整備局次長

北海道開発局長 あて

大臣官房長  
港湾局長  
北海道局長

「直轄工事における地域維持型建設共同企業体の取扱いについて」の一部改  
正について

地域維持型建設共同企業体については、「共同企業体の在り方について」（昭和62年建設省中建審発第12号）、「地域維持型建設共同企業体の取扱いについて」（平成23年12月9日付け、国土入企室第26号）において各発注者向けに定められていることを踏まえ、その直轄工事における取扱い及び運用については、「直轄工事における地域維持型建設共同企業体の取扱いについて」（平成24年6月27日付け、国地契第18号、国官技第76号、国営計第38号、国港総第131号、国港技第31号、国北予第16号）及び「直轄工事における地域維持型建設共同企業体の運用について」（平成24年6月27日付け、国地契第19号、国官技第77号、国営計第39号、国港総第132号、国港技第32号、国北予第17号）において定めているところである。

今般、地域維持事業の担い手の安定的な確保を図るため、「地域維持型建設共同企業体の取扱いについて」が改正されたことを踏まえ、「直轄工事における地域維持型建設共同企業体の取扱いについて」についても下記の通り改正することとしたので通知する。

記

（直轄工事における地域維持型建設共同企業体の取扱いについての一部改正）

「直轄工事における地域維持型建設共同企業体の取扱いについて」（平成24年6月27日付け、国地契第18号、国官技第76号、国営計第38号、国港総第131号、国港技第31号、国

北予第16号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののよう改める。

| 改 正 後                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 改 正 前                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>2. 地域維持型建設共同企業体の内容</p> <p>(2) 組合せ</p> <p>構成員の組合せは、発注工事に対応する工事種別（工事請負業者選定事務処理要領（昭和41年12月23日付け建設省厚第76号）第3又は契約業者取扱要領（昭和55年12月1日付け港管第3722号）第7条第1項に定める工事種別をいう。以下同じ。）の有資格業者又はこれと同等と認められる者の組合せとし、<u>建設業法（昭和24年法律第100号）の土木工事業の許可を要する工事の場合は土木工事業の有資格者を少なくとも1社含むものとする。なお、土木工事業の許可を要しない工事の場合は、土木工事業の有資格者を含まなくても良い。</u></p> <p>なお、<u>個人、経常建設共同企業体（「直轄工事における共同企業体の取扱いについて」（昭和63年6月1日付け、建設省厚発第176号）第2に定める経常建設共同企業体をいう。以下同じ。）及び復旧・復興工事建設共同企業体の構成員である一の企業や中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第6号に規定する企業組合又は同項第7号に規定する協業組合が地域維持型建設共同企業体の構成員となることも可能であるが、事業協同組合（中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に定める事業協同組合をいう。）に関しては、各経済産業局長等が官公需適格組合として証明した者については構成員</u></p> | <p>2. 地域維持型建設共同企業体の内容</p> <p>(2) 組合せ</p> <p>構成員の組合せは、発注工事に対応する工事種別（工事請負業者選定事務処理要領（昭和41年12月23日付け建設省厚第76号）第3又は契約業者取扱要領（昭和55年12月1日付け港管第3722号）第7条第1項に定める工事種別をいう。以下同じ。）の有資格業者又はこれと同等と認められる者の組合せとするものとし、<u>建設業法（昭和24年法律第100号）の土木工事業の許可を有する者を少なくとも1社含むものとする。なお、土木工事業の許可では受注できない工事については、土木工事業の許可を有する者を少なくとも1社含むとの規定は適用しないものとする。</u></p> <p>なお、<u>個人及び経常建設共同企業体の構成員である一の企業が地域維持型建設共同企業体の構成員となることも可能であり、また、意思決定の仕組みが重複的とならず、円滑な施工が行われることが想定される協業組合及び企業組合については構成員として認めても良いが、事業協同組合については共同企業体としての意思決定が重複的となるおそれがあることから、構成員としては認められない。</u></p> |

として認めても良い。

(3) 構成員の技術的要件等

構成員は、次の各号の要件をすべて満たすものとする。

一・二 (略)

三 すべての構成員について、発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第7条の3第2号に掲げる要件（実務経験のみの要件を除く。）に該当するものであって、当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者をいう。以下同じ。）（地域における技術者の分布状況からみて、国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することが過重な負担を課することとなると認められる場合にあっては、国家資格を有しない主任技術者（建設業法第7条第2号イ、ロ又はハに該当する者のうち、国家資格を有する主任技術者でない者であって、当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者をいう。））。以下同じ。）を工事現場に専任で配置することができること。ただし、次に掲げる構成員が当該許可業種に係る監理技術者（監理技術者の配置を要しない場合は主任技術者）を専任で配置する場合は、他の構成員の配置する技術者の専任を求めない。なお、分担施工を行う場合には、各構成員の分担工事及びその価額に応じて技術者を配置すること。

イ・ロ (略)

四 (略)

(6) 結成できる数

一の企業が、競争参加資格確認申請から

(3) 構成員の技術的要件等

構成員は、次の各号の要件をすべて満たすものとする。

一・二 (略)

三 すべての構成員について、発注工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者（地域における技術者の分布状況からみて、国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することが過重な負担を課することとなると認められる場合にあっては、国家資格を有しない主任技術者。以下同じ。）を工事現場に専任で配置することができること。ただし、次に掲げる構成員が当該許可業種に係る監理技術者（監理技術者の配置を要しない場合は主任技術者）を専任で配置する場合は、他の構成員の配置する技術者の専任を求めない。なお、分担施工を行う場合には、各構成員の分担工事及びその価額に応じて技術者を配置すること。

イ・ロ (略)

四 (略)

(6) 結成できる数

一の企業が、競争参加資格確認申請から

入札までの期間において地方整備局等ごとに申請できる地域維持型建設共同企業体の数は、1とするものとする。ただし、共同企業体が結成する工事種別を異にしているとき等で継続的な協業関係を維持する上で差し支えないと判断される場合には、3までとすることができるものとする。

(7) 他の登録

地域維持型建設共同企業体の構成員が、単体企業としても登録することや、他の共同企業体の構成員となることは可能である。

4. その他

- (1) 地域維持型建設共同企業体により競争を行わせることができる工事については、当該工事を確実に円滑に施工できると認められる地域維持型建設共同企業体以外の単体有資格業者、経常建設共同企業体又は復旧・復興工事建設共同企業体についても競争に参加させるものとする。
- (2) 地域維持型建設共同企業体により競争を行わせることができる工事について、同一の企業が、単体、他の共同企業体のいずれかの形態をもって入札に同時に参加することは認めないこととし、その旨を入札公告及び入札説明書に記載すること。

入札までの期間において地方整備局ごとに申請できる地域維持型建設共同企業体の数は、1とするものとする。ただし、共同企業体が結成する工事種別を異にしているとき等で継続的な協業関係を維持する上で差し支えないと判断される場合には、3までとすることができるものとする。

(7) 一の企業による地域維持型建設共同企業体の結成等

地域維持型建設共同企業体については、一の企業として登録されている企業による結成並びに経常建設共同企業体及び特定建設工事共同企業体と地域維持型建設共同企業体との同時結成は可能であるものとする。

4. その他

- (1) 地域維持型建設共同企業体により競争を行わせることができる工事については、当該工事を確実に円滑に施工できると認められる地域維持型建設共同企業体以外の単体有資格業者又は経常建設共同企業体についても競争に参加させるものとする。
- (2) 地域維持型建設共同企業体により競争を行わせることができる工事について、同一の企業が、単体、経常建設共同企業体又は地域維持型建設共同企業体のいずれかの形態をもって入札に同時に参加することは認めないこととし、その旨を入札公告及び入札説明書に記載すること。

附 則

この通知は、令和5年1月1日から適用する。